

北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

2013年3月号

2013年3月29日 担当:鈴木明男

利益処分から配当までの一般的な流れについて

年度決算、監査の真只中ではないかと思いますが、日本本社への配当など検討する会社もあろうかと思うので、利益処分から配当までの流れについて簡単にまとめましたのでご参考ください。

1. 配当可能利益

会社が配当を行う場合には、利益処分を行う必要がありますが、その際に一定の基金の積み立て後でなければ配当をすることができません。

尚、配当可能利益とは、税引後利益から三項基金を控除し、これに前期繰越利益を加算した金額です。

配当可能利益 = 税引後利益 + 前期繰越利益 - 三項基金

2. 三項基金

(1) 三項基金とは

三項基金と呼ばれているものは以下のものがあります。

- ① 準備基金
- ② 企業発展基金
- ③ 従業員奨励福利基金

(2) 各種内容

① 準備基金

独資企業は税引後利益の 10%以上、登録資本金の 50%に達するまでの金額を積み立てなければなりません。

合弁企業については、積み立てることが強制されているが、金額や比率については法令上の定めはなく、各企業の合弁契約、定款の定め又は董事会の決議に基づき積立比率を決議することとなります。

この準備金の使用目的は、欠損金の補填、資本組入れに限定されています。

② 企業発展期金

合弁企業及び合作企業については、積立が強制されているが、独資企業については任意とされています。

尚、独資企業でも定款などで定めている場合には、積立が必要です。

この基金の目的は、技術改造、固定資産の増設等とされています。

③ 従業員奨励福利基金

従業員奨励福利基金は利益処分において積み立てられますが、従業員に対する債務として負債の部に計上されます。

以前は全ての外相称私企業において積立が強制されていましたが、2006年度の会社法の改正で積立は任意となっています。

定款修正後、積立ないこととしている会社においても董事会の決定により積み立てることも可能です。

尚、合弁契約、定款などで積み立てることとなっている場合には、積み立てなければなりません。

積み立てる予定がない会社については、定款などを修正する必要があります。

使用目的は、特別貢献賞与、年末賞与等の従業員に対する非計上の賞与、集団福利施設の運営とされています。

尚、これらの基金を使用して建設された建物その他の施設は会社の財産とすることはできないので留意が必要です。

2. 利益配当

(1) 利益処分

董事会において上記1の三項基金の積み立て後の利益から配当可能利益の範囲内で配当を決議することができます。

(2) 源泉徴収

2008年度の企業所得税法の改正により2008年度以降獲得した利益を日本本社に配当する場合、10%の源泉所得税の徴収が必要です。

2008年度より前に獲得した利益の場合には、免税であることを確認した通知（財税[2008]1号『企業所得税の若干の優遇政策に関する通知』）が2008年2月に公布されています。

この免税の規定を受けるためには、配当原始となる利益を獲得年度ごとに区分する必要がありますのでご注意ください。

尚2008年度の改正企業所得税法の経過措置は5年間ですが、別途当該通知が公布されているので、新たな通知が公布されるまでは有効と考えられる。ただし、実施する際は、管轄の税務局でご確認ください。

(3) 必要書類

外貨送金時に必要な書類

- ① 申請書
- ② 外商投資企業外貨登記証
- ③ 董事会の利益処分決議書
- ④ 注冊会計師事務所が発行した验资報告書及び関連年度の監査報告書
- ⑤ 税務証憑

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください（完）